

(別記2)

精製糖工場等再編合理化事業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の砂糖の持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、精製糖工場、製糖工場、化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場（以下「精製糖工場等」という。）のより効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、精製糖工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第6の2に定める精製糖工場等再編合理化計画（以下「再編合理化計画」という。）を作成しなければならない。

1 精製糖工場等の合理化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた既存工場の廃棄・撤去

2 精製糖工場等の高度化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた設備の高度化

第2 事業の実施基準等

1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

3 第1の2の補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地域の実情に照らし適當な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行うまでの不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

また、既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、補助の対象外とする。

4 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とする。

5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とするものとする。

第3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 取組の内容が、第4の成果目標に沿っていること。

- 2 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- 3 整備を予定している施設等が、第4の成果目標の達成に直結するものであること。
- 4 整備対象である施設及び設備の能力・規模が本事業の事業実施主体の規模、過去の業績等に鑑みて適正であること。
- 5 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別添）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画書の添付書類として提出していること。

なお、事業実施主体が砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第21条の規定に基づく国内産糖交付金の交付を受ける者であり、当該交付金の交付申請手続きにおいて、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを既に提出している場合、その報告をもって当該チェックシートの提出に代えることができるものとする。
- 6 事業実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基盤確立事業実施計画の認定等を受けている場合、採択に当たって、適切な配慮をするものとする。
- 7 事業実施主体の構成員が地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同法第19条第3項の地図をいう。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる場合、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

第4 成果目標及び目標年度

- 1 成果目標は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 再編後の製造コストを3%以上削減
 - (2) 再編後の工場の稼働率が10%以上向上
- 2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年度以内とする。

第5 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

- 1 精製糖工場等の合理化
 - (1) 補助対象となる精製糖工場等
補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、廃棄の対象となっている精製糖工場等（以下「廃棄工場」という。）の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。
 - (2) 補助対象経費
ア 施設等の廃棄・撤去
補助対象は、2の(2)に掲げる設備等の廃棄・撤去に要する経費（他の精製糖工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成され

た日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。) については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、精製糖工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

- (ア) 補助対象は、2の(2)に掲げる精製糖工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。
- (イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該精製糖工場等において(ア)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(ア)の要件を満たすものに限り、補助対象とすることができます。
- (ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
- a (ア) 又は(イ)の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかるらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
 - b 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象としない。
 - c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)並びに(ウ)のa及びbの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (エ) 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(ウ)のaの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。
- ## 2 精製糖工場等の高度化
- (1) 補助対象となる精製糖工場等
 - 補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている精製糖工場等とする。
 - (2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア 補助対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物

イ その他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

第6 事務手続

1 事業実施計画書の作成

- (1) 精製糖工場等再編合理化事業における事業実施計画書の作成は、別記様式1号により行うものとする。
- (2) 事業実施計画の作成主体は、(1)により作成した事業実施計画及び2により作成した再編合理化計画を農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)に提出するものとする。

2 再編合理化計画の作成

(1) 再編合理化計画の趣旨

精製糖工場等の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画書作成主体

再編合理化計画書は、事業実施主体が作成するものとする。

(3) 再編合理化計画書の作成

再編合理化計画書は別記様式第2号により作成するものとし、目標年度は計画作成年度から3年以内とする。

3 費用対効果分析

本事業における費用対効果については、別記2-1「精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて農産局長に提出するものとする。

4 公募方法

(1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、当該公募に係る要領及び審査基準等を農産局長が別に定める選定審査委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

(2) 農産局長は、公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出することができるとしているが、この場合にあっては、採択優先順位の変更は行わないものとする。

(3) 農産局長は、別記様式第3号により、委員会の審査結果について通知する。

5 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記

様式第4号により、本事業の実施状況を、農産局長に報告するものとする。

- (2) (1)の報告を受けた農産局長は、その内容について検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

6 事業実施結果の評価

交付等要綱第29に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

(2) 農産局長による事業評価

ア (1)により報告を受けた農産局長は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 農産局長は、アの評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより農産局長から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに農産局長に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

農産局長は、(2)による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

農産局長は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第7 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費}$$

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

(1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

(2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

(3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表1参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

(4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画書（別記様式1号）の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の合理化・高度化のための廃棄及び整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果

(1) 効果の内容

精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

当該施設等の合理化・高度化を通じ、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

老朽化した旧設備を合理化・高度化することにより、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

精製糖等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア、イ及び(3)により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の精製糖等の年間1トン当たり製造コストと高度化後の年間1トン当たり製造コ

ストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別紙様式により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

精製糖工場等の合理化・高度化に係る効果

(1) 効果の内容

(ア) 製造コスト削減効果

データの根拠

1

6

4

(イ) 施設維持管理コスト削減効果

データの根拠

1

2 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括
(単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
精製糖工場等の合理化・高度化に係る効果		
計		

(2) 総合耐用年数の算出
(単位:千円)

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		④	⑤
データの根拠	総合耐用年数=④÷⑤		
①			

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位:千円)

	名称	廃用損失額
	計	
データの根拠		
①		
②		

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
総事業費	①	千円	
設備等売却益	②	千円	
年総効果額	③	千円	
総合耐用年数	④	年	
還元率	⑤		
妥当投資額	⑥=③÷⑤	千円	
廃用損失額	⑦	千円	
投資効率	⑧=(⑥-⑦)÷(①-②)		

注1 還元率= $i \times (1+i)^n / \{(1+i)^n - 1\}$ 、 $i=0.04$ (割引率)、 $n=総合耐用年数$

2 公募要領別記2の第1の1及び2の事業をあわせて行う場合は、両メニューの事業費の合計額を総事業費とする。

3 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 _____ 年度 _____

都道府県・市町村名：

応募主体名：

(作成年月日： _____)

1 事業実施主体の概要

(1) 名称、住所及び代表者の氏名

(2) 役員の氏名及び職名

(3) 事業の主な内容

2 事業の概要

事業の内容及び実施方法	事業の効果	事業のスケジュール
-------------	-------	-----------

3 事業計画

(1) 各別事業共通様式

実施事業名	工場名	住所又は所在地	事業実施予定工場			直近3年の操業実績		
			工場面積 m ²	日産処理能力 t	年間処理能力 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t	〇〇年度 t
精製糖工場等の合理化（廃棄・撤去）								
精製糖工場等の高度化								
計								

(2) 事業の内容

①精製糖工場等の合理化（廃棄・撤去）

工場名	廃棄予定設備	経費見込額			竣工予定期 年月日
		廃棄・撤去経費	廃棄工場の残余財産 相当額の補填	計	
		円	円	円	

② 精製糖工場等の高度化

No.	工場名	機械名	処理能力	規格・形式	設置台数	総事業費 (円)	負担区分(円)		賃付けの詳細	竣工予定期 年月日	コスト削減 %	事業実施に よる操業度 の向上						
							自己資金	うち賃付金	国庫助成金	貸付機関名	償付時期	償還年数						
機械												%→%						
合計						0	0	0	0	0	0	0						
施設												%→%						
		合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0						

(3) 経費の配分及び負担区分

事業内容	総事業費		負担区分		備考
	(A) + (B)	(C)	国庫助成金 (A)	自己資金 (B)	
精製糖工場等の合理化	円	円	円	円	円
精製糖工場等の高度化					
合 計	円	円	円	円	円

(4) 収支予算
①収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

(5) 機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名		製品名		使用工程			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計
處理量 [t]							0.0
							0.0
							0.0
①							0.0
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
處理量 [t]							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
選定根拠							0.0

機械・施設名		製品名		使用工程			
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計
處理量 [t]							0.0
							0.0
							0.0
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
處理量 [t]							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
							0.0
選定根拠							0.0

注1 この様式に準ずる既存書類（データ等）がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

- 5 添付書類名を記載すること。)

- 1 精製糖工場等再編合理化計画（別紙様式2号）

2 廃棄施設等の図面

3 財産管理台帳

4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料

5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠

6 施設等の設計図（平面図及び立面図）

7 高度化等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかになる資料

8 施設に関する運営管理規程

9 費用効果分析

10 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠（概算設計書、見積書等）

11 再編合理化計画等の内容を補足する資料

12 環境負荷低減のクロスアンチエックシート

13 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合又は認定があることが分かれる見込みがあることが確実と見込まれる場合、又は農地中間機構から農地を借り受けている場合は、そのことがわかる資料

14 事業実施主体の構成員が地域計画のうち目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられていない場合は、そのことがわかる資料

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

再編合理化計画書

策定期間	策定期間	策定期間	策定期間
策定期間	策定期間	策定期間	策定期間
策定期間	策定期間	策定期間	策定期間
策定期間	策定期間	策定期間	策定期間

精製糖工場等再編合理化計画

1. 事業実施主体の基本情報

- (1)名称
 - (2)所在地
 - (3)代表者
 - (4)設立年月日
 - (5)資本金等及び株主等別の内訳
 - (6)主な業務
 - (7)常時雇用する従業員数
 - (8)担当者連絡先(氏名、所属部署、職名、郵便番号、住所、電話番号、FAX、メールアドレス)

2. 事業の目的及び再編合理化計画の基本的な方針

例) ○○会社が所有する2箇所の精製糖工場について、効率的な製造を図るために、△△工場を廃棄・撤去し、□□工場に再編統合する。
また、再編統合に伴う原料の増加に対応するため、□□工場の増強・高層化により稼働率の向上を図り、製造コストを低減させる。

(注)「基本的な方針」については、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるかを記載すること。

3. 精製糖工場等の現状及び目標

(1)本事業の対象となる精製糖工場等の現状（現状〇〇年度）

①精製糖工場等の合理化(廃棄・撤去)

②精製糖工場等の高度化(集約先)

(2)本事業の対象となる精製糖工場等(集約先)の再編合理化後の目標 (目標〇〇年度)

その他期待される効果等

(注1)(1)の欄については、原則、直近のデータとする。

(注2)(2)の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(注3)稼働率=(年間原料加工数量÷年間稼働日数)÷1日あたりの処理能力とすること。

別記様式4号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 (事業実施主体)

令和〇年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告

加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月9日付け4農産第3536号農林水産事務次官依命通知）第28の規定により別添のとおり報告します。

注 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

事業実施状況報告書

事業実施年度： 令和 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

(作成年月日：)

精製糖工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告書

1 事業の目的及び事業実施計画の基本的な方針

(注)精製糖工場等再編合理化事業実施計画の2の「事業の目的及び再編合理化計画の基本的な方針」の内容を記載する。

2 精製糖工場施設等の再編合理化の内容及びその後の状況

(1)本計画の再編合理化後の状況

事業内容	工場名 (所在地)	処理能力(トン /日)	原料加工数 (トン/年間)	稼働率(%)			製造コスト(円/製品トン)		
				基準年	現況	目標	基準年	現況	目標

(注)再編合理化により集約された工場の数値を記載する。

(2)再編合理化により発揮された効果等

(3)今後の取組方針

3 実績額	取組内容	総事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他	
		円			円

(注)精製糖工場等の廃棄、撤去の総事業費は、精製糖工場等を売却して得た対価を控除した額とする。

4 添付書類

- (1)取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- (2)再編合理化後の現状数値の詳細が分かる資料を添付。
- (3)参考資料として各精製糖工場施設等の位置が分かる当該地域の地図を添付。

別記様式 5 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 (事業実施主体)

令和〇年度精製糖工場等再編合理化事業における評価報告

精製糖工場等再編合理化事業実施計画の達成状況について、加工施設再編等緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和 4 年 12 月 9 日付け 4 農産第 3536 号農林水産事務次官依命通知）第 29 の規定により別添のとおり報告します。

※必要に応じて別記様式 4 号の事業実施状況報告書を添付すること。

添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

精製糖工場等再編合理化事業に関する事業評価シート

基本情報

事業実施主体名	
都道府県・市町村名	
事業実施年度	○年○月○日 ~ ○年○月○日

1 事業の導入及び取組の経過

(1)具体的な取組内容

--

(2)成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容		
成果目標の達成状況	指標	達成率
目標値		
基準年 (令和 年)		
目標年 (令和 年)		%
改善計画実施結果		
(令和 年)		
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性		(理由)
適正な事業の執行		(理由)

(注)

- 1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、様式第1号の再編合理化事業実施計画に記載した内容を記載すること。
- 2 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されていない等により、農産局長から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 5 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合は1を、それ以外の場合には0を記入することとし、その理由をあわせて記入すること。

別記様式 6 号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

所在地
名 称
代表者 (事業実施主体)

令和〇年度精製糖工場等再編合理化事業における改善計画について

精製糖工場等再編合理化事業において、当初精製糖工場等再編合理化事業実施計画の目標の達成が図られるよう、別添の改善計画を実施することとするので、報告します。

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

改善計画書

事業実施年度： 令和 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

(作成年月日：)

精製糖工場等再編合理化事業の改善計画書

1 事業の導入及び取組の経過
[Large rectangular box]2 当初の再編合理化計画の目標が未達成である原因及び問題点
[Large rectangular box]3 事業の実績及び改善計画
(改善計画は、1か年の計画とし、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)
事業実施後の状況(実績)
改善計画

取組内容	目標	事業実施内容	基準年 (計画策定期) (○○年)	目標年 (○○年)	目標値	達成率 (%)	改善計画内容	達成年 (○○年)	達成率 (%)

4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
[Large rectangular box]5 改善計画を実施するための推進体制
[Large rectangular box]

別記様式3号

番 号
年 月 日

事業実施主体名
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

令和〇年度精製糖工場等再編合理化事業の公募の審査結果について

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった令和〇年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画については、加工施設再編等緊急対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2399号農林水産省生産局長、27政統括第503号農林水産省政策統括官通知）別記2の第6の4の規定により、補助金交付候補者として選定された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※選定されなかった者に対しては、選定されなかったと記入するとともに、な
お書きを削除する。

年 月 日

組織名又は法人名

氏名（法人の場合は代表者名）

環境負荷低減のクロスコントラインスチェックシート(食品関連事業者向け)

下記の農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための取組のうち、申請時に取り組む内容について、「申請時」の□欄に✓を記入してください。

申請時 (します)		(1)適正な施肥
①	□	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討

申請時 (します)		(2)適正な防除
②	□	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）

申請時 (します)		(3)エネルギーの節減
③	□	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	□	省エネを意識し、必要・非効率なエネルギー消費をしないことを検討
⑤	□	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

申請時 (します)		(4)悪臭及び害虫の発生防止
⑥	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

申請時 (します)		(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	□	食品ロスの削減に努める
⑧	□	プラス等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	□	資源の再利用を検討

申請時 (します)		(6)生物多様性への悪影響の防止
⑩	□	生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑪	□	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

申請時 (します)		(7)環境関係法令の遵守等
⑫	□	みどりの食料システム戦略の理解
⑬	□	関係法令の遵守
⑭	□	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑮	□	機械等の適切な整備と管理に努める
⑯	□	正しい知識に基づく作業安全に努める